

# 旭川市新庁舎建設基本計画 資料編

## 目 次

資料	1	庁舎整備検討の経緯	.....	1
資料	2	部門間近接配置状況	.....	4
資料	3	簡易VFM試算結果	.....	5
資料	4	旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けた アンケート結果報告書概要版	.....	9
資料	5	旭川市庁舎整備検討審議会答申書	.....	2 1
資料	6	市庁舎整備調査特別委員会調査報告書	.....	3 1

## ■庁舎整備検討の経緯

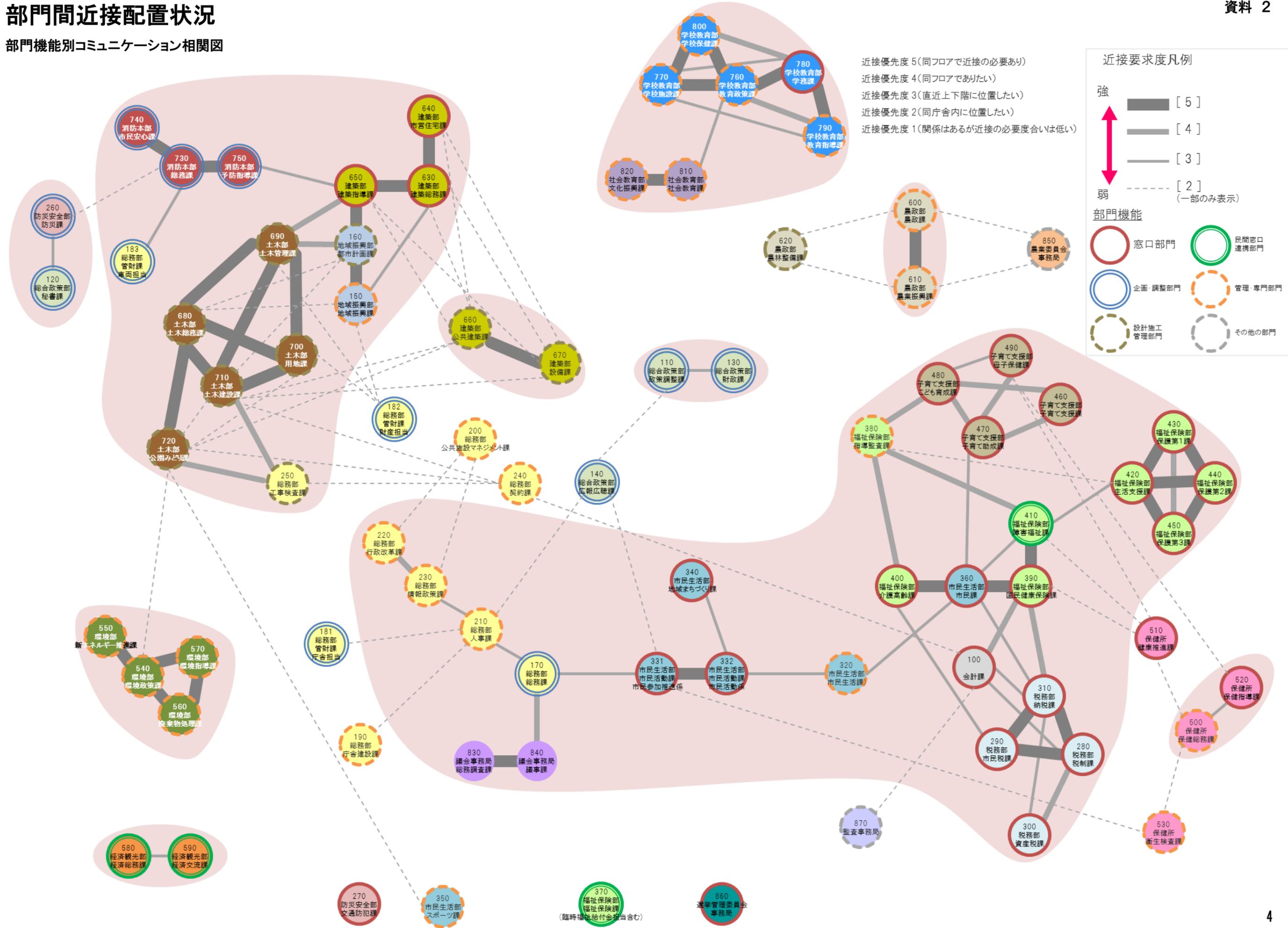
平成9年	<b>総合庁舎の耐震診断の実施</b> 耐震性に問題がないとされるI s値0.6を大きく下回っていることが判明
平成10年	<b>庁舎建設整備基金の設置</b> 想定事業費200億円の2分の1の100億円を目標に積立てを開始 財政状況などから積立てが進まず、平成23年度末残高3千9百万円
平成23年3月	<b>東日本大震災の発生</b> 総合庁舎の地震に対するぜい弱性対策の必要性を改めて認識 平成24年度より基金への積立てを本格的に進めることとした
平成23年8月	<b>庁舎整備検討委員会の設置</b> 庁舎整備のあり方について検討を行うため、庁内6部長を委員とした内部検討組織を設置
平成25年1月	<b>庁舎整備検討委員会の最終報告</b> 庁舎の建替えによる課題解決が適当との報告
平成25年7月	<b>庁舎整備検討市民懇話会の設置</b> 市民意見を幅広く集約するため、学識経験者や市内各団体、公募市民等17名で構成される市民懇話会を設置
平成25年10月	<b>庁舎整備に係る市民アンケートの実施</b> 市民3千人を対象に庁舎建替えの是非や建設場所、庁舎に望む機能等を調査
平成26年5月	<b>庁舎整備検討推進委員会の設置</b> より具体的な庁舎整備についての検討を進めるため、副市長を委員長とする検討推進委員会を設置
平成26年9月	<b>庁舎整備に係る議会棟のあり方の検討について市議会に依頼</b> 庁舎を整備するとした場合の議会棟のあり方について市議会に検討を依頼し、平成26年12月に検討結果を受領
平成27年4月	<b>旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料の公表</b> 庁舎整備検討推進委員会での検討結果に基づき、新庁舎の機能や役割、規模、建替え場所などを比較検討するための基礎資料として公表
平成27年5～8月	<b>関係団体との意見交換</b> 検討資料を用いて市内の各種団体との意見交換を実施
平成27年7月	<b>市庁舎整備調査特別委員会の設置</b> 市庁舎整備に関する調査を行うことを目的として、第2回定例会において設置

平成27年7月	<p><b>旭川市庁舎整備基本構想策定に係る議会機能の検討について依頼</b></p> <p>基本構想の策定に当たり、議会機能を整備する場合の基本的な考え方、議会棟の規模及び諸室の考え方などについて検討を依頼し、平成27年11月に検討結果を受領</p>
平成27年7～8月	<p><b>旭川市庁舎整備タウンミーティング（意見交換会）</b></p> <p>新しい庁舎の機能や規模、建設場所などについて幅広く市民の意見を把握するための意見交換会4回実施</p> <p><b>旭川市新庁舎絵画コンクール</b></p> <p>市内小・中学生を対象に「あったらいいな こんな市役所」をテーマとして絵画コンクールを実施</p>
平成27年8月	<p><b>旭川市庁舎整備検討審議会の設置</b></p> <p>市長の諮問に応じ、本市の庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するための附属機関として、学識経験者や市内各団体、公募市民など20名で構成される旭川市庁舎整備検討審議会を設置</p>
平成27年8～9月	<p><b>庁舎整備に係る職員アンケート</b></p> <p>現在の執務環境等の状況把握及び庁舎で働く者の視点から、庁舎整備に係る意見を把握するため、職員を対象としたアンケート調査を実施</p>
平成27年10月	<p><b>庁舎整備に係るシールアンケートの実施</b></p> <p>新しい庁舎の機能や規模、建設場所などについて幅広く市民の意見を把握するため、中心部及び郊外の商業施設2か所でシールアンケート調査を実施</p> <p><b>旭川市新庁舎整備シンポジウムの開催</b></p> <p>旭川市新庁舎絵画コンクール表彰式、ゲストトーク、基調講演、トークセッションを実施</p>
平成27年11～12月	<p><b>庁舎整備に係る来庁者アンケートの実施</b></p> <p>総合庁舎、第二庁舎、第三庁舎及び支所5か所で庁舎整備に係る来庁者アンケート調査を実施</p>
平成27年12月	<p><b>市庁舎整備調査特別委員会から中間報告</b></p> <p>基本構想の策定に当たり市庁舎整備調査特別委員会での意見集約結果について中間報告</p> <p><b>旭川市庁舎整備検討審議会から基本構想について答申</b></p> <p>旭川市庁舎整備検討審議会から旭川市庁舎整備基本構想について答申</p>
平成28年1～2月	<p><b>意見提出手続（パブリックコメント）の実施</b></p> <p>「旭川市新庁舎建設基本構想（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施</p>
平成28年3月	<p><b>基本構想の決定</b></p> <p>意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた意見を踏まえ「旭川市新庁舎建設基本構想」を策定</p>

平成28年4～5月	<p><b>新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート</b></p> <p>市民3千人を対象に新庁舎に備える機能, 新庁舎建替えに当たって課題となる現総合庁舎の取扱いや市民文化会館整備に当たっての市民意見を把握</p>
平成28年6月	<p><b>旭川市庁舎整備検討審議会に基本計画について諮問</b></p> <p>旭川市庁舎整備検討審議会に「旭川市新庁舎建設基本計画」について諮問</p>
平成28年6～9月	<p><b>関係団体との意見交換</b></p> <p>基本計画(骨子)を用いて市内の市民活動団体ほか各種団体との意見交換を実施</p>
平成28年7～9月	<p><b>市庁舎建設基本計画市民ワークショップ</b></p> <p>利用しやすい案内・窓口機能や市民協働スペース・情報発信機能等のあり方について利用者の視点で検討</p>
平成28年9月	<p><b>新庁舎建設に関するタウンミーティング</b></p> <p>「旭川市新庁舎建設基本計画案骨子」に示す市の考え方について市民意見を把握するための意見交換会を2回実施</p>
平成28年10月	<p><b>旭川市庁舎整備検討審議会から基本計画について答申</b></p> <p>旭川市庁舎整備検討審議会から「旭川市新庁舎建設基本計画」について答申</p>
平成28年12月	<p><b>市庁舎整備調査特別委員会から調査報告</b></p> <p>市庁舎整備に関する, 市庁舎整備調査特別委員会での調査経過並びに結果について調査報告</p>
平成28年12月～ 平成29年1月	<p><b>意見提出手続(パブリックコメント)の実施</b></p> <p>「旭川市新庁舎建設基本計画(案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)を実施</p>

# 部門間近接配置状況

## 部門機能別コミュニケーション相関図



## 簡易VFM試算結果

市庁舎の整備において、民間資金を活用することができ、かつ他都市の庁舎整備で導入実績のあるPFI事業を導入した場合について、想定される事業スキーム、行政とPFI事業者とのリスク分担等を検討、整理するとともに、PSCとPFIの比較によるVFMの算定を行い、PFI導入に向けた課題を整理する。

### 1 PFI導入を検討する上での前提条件の整理

#### (1) PFI導入シミュレーション算定の前提条件

市庁舎の整備についてPFIで実施した場合のシミュレーションの算定条件を次のとおり設定する。PFI導入シミュレーションの試算にあたっては、国土交通省が公開している「VFM簡易計算ソフト」を利用した。

表 PFI導入シミュレーションの前提条件

項目		諸元	備考
概要	施設規模	市庁舎 23,000㎡	旭川市新庁舎建設基本計画骨子（案）における配置案の想定値
	事業手法	BTO方式	PFI事業者の税負担の軽減が図れることから、類似事例を参考にBTO方式とする
	事業範囲	設計	測量調査，設計（基本・実施設計），その他関連業務（各種許認可等）
		建設	建設，工事監理，備品設置，施設引渡し等
		維持管理	建築物・設備保守管理，駐車場・外構・植栽保守管理，清掃・環境衛生保守管理，保安警備，修繕等
事業期間	設計・建設 3年 維持管理 17年 計 20年		
事業費関係	施設整備費	9,200,000千円	国庫補助金：3億円，建設基金：25億円
	設計，工事監理費	460,000千円	国庫補助金，建設基金を除いた費用は地方債
	外構等整備費	100,000千円	
	維持管理費	353,971千円/年	「旭川市庁舎整備検討支援業務」におけるLCC算出結果から，面積あたりの維持管理費を算出し，17年で按分
	アドバイザー費	20,000千円	類似事例を参考に設定
	SPC調達金利	3.5%	過去10年の長期プライムレートの平均値1.66%に，PFI事業導入の手引き（内閣府）及び金融機関ヒアリングを踏まえたリスクプレミアムを考慮して設定
	PFI導入によるコスト削減率	事前の金融機関へのヒアリングを踏まえ，施設整備費，維持管理費に対して3%削減を見込む	

表 算定基礎数値

地方債償還利率	0.9%	実効税率	30.9%
PFI事業費割賦利率	3.7%	法人税（国）	23.9%
建中金利	3.5%	事業税（道）	6.7%
優先ローン SPC 調達金利	3.5%	住民税（道，市町村）	4.0%，6.0%
劣後ローン SPC 調達金利	5.0%	不動産取得税率	4.0%
割引率	3.0%	固定資産税・都市計画税率	1.7%

※資金調達に係る率は、「VFM簡易計算ソフト」の設定値を適用。

※実効税率は「VFM簡易計算ソフト」の次式から算出し，他税率は平成27年度時点の税率を適用。

$$\text{実効税率} = (\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}) \div (1 + \text{事業税率})$$

## 資料 3

### 2 VFM及び財政負担額

#### (1) VFM及び財政負担額の算出

事業期間中の総コストを現在価値で比較したVFMは、整備費及び維持管理費のPFI導入によるコスト削減率を3%と見込んだ場合、期間トータルの財政負担額は13億5,020万円の増加、財政負担率は10.66%の増加となった。

市が負担する名目の事業期間中の総コストについては、公共直接が168億8,558万円に対し、PFIでは197億7,053万円の事業費が見込まれる。

表 VFM及び財政負担額

		公共直接	PFI事業
事業期間	建設	3年	3年
	維持管理	17年	17年
PFI導入によるコスト削減率		—	△3%
総コスト（現在価値）		12,668,230千円	14,018,432千円
VFM（現在価値換算）			
財政負担額		—	1,350,202千円 増加
財政負担率		—	10.66% 増加
総コスト（名目：市が負担する実額）		16,885,582千円	19,770,526千円
支出項目		24,145,582千円	21,113,824千円
収入項目		7,260,000千円	1,343,291千円

表 公共直接の内訳（名目）

支出	施設整備費用	9,760,000
	維持管理費用	6,017,507
	消費税等支払額	788,883
	地方債償還（元本）	6,960,000
	地方債利息	619,192
	小計	24,145,582
収入	国庫補助金	300,000
	地方債	6,960,000
	小計	7,260,000
支出－収入	公共負担額（名目）	16,885,582
	公共負担額（現在価値）	12,668,230

表 PFI事業の内訳（名目）

支出	アドバイザー費用等	20,000
	割賦支払額（元本・利息）	13,249,106
	維持管理相当サービス対価	7,004,381
	上記に係る消費税等	840,337
	小計	21,113,824
	収入	国庫補助金
住民税・固定資産税 都市計画税等		1,043,291
小計		1,343,291
支出－収入	公共負担額（名目）	19,770,533
	公共負担額（現在価値）	14,018,432

※単位：千円

#### 現在価値と割引率

一般に、金銭価値はインフレや金利の影響で時間とともに低下していく。PFIのように長期事業の収支の評価はこの影響を受けやすいため、VFMの算定時には、PSC、PFIのLCCを現在価値に換算して算定する。

現在価値とは、将来の支出や収入を現在の価値に換算する考え方である。例えば、1年間の金利が3%の場合、現在の100万円は5年後には116万円、つまり、「5年後の116万円は現在の100万円と同じ価値である」とする考え方である。

現在価値は次の式において求められる。  $PV = 1 / (1 + r)^{10}$

例えば、10年後の10,000千円の現在価値（割引率： $r = 4\%$ ）は、

$$PV = 10,000 \text{千円} / (1 + 0.04)^{10} = 6,756 \text{千円} \text{ となる。}$$

また、割引率は現在価値に置き換える時に用いる指数で、長期国債利回りの過去の平均等に消費者物価指数の過去の平均値を加えるケースが多く、今回の試算では3%を適用した。

## (2) VFM感度分析

先の庁舎整備に係るPFI導入事例では、VFMは特定事業選定時で4～12%、事業者選定時で、2～28%となっていた。そこで事業費の削減率の設定数値をパラメーターとして感度分析を行い、削減率の違いによるVFMを算出したものが以下の表である。

シミュレーションでは、整備費及び維持管理費のPFI導入によるコスト削減率を3%と見込んだ場合でVFMを算出したが、下表からは施設整備費用の削減率が10%以上あればVFMはプラスになる結果となった。

表 VFM感度分析結果  
(施設整備費削減率別・維持管理費削減率別のVFM算定値(%))

維持管理費用 削減率 施設整備 費用削減率	0%	5%	10%	15%	20%
0%	-14.14	-12.04	-11.06	-9.25	-7.07
5%	-10.44	-8.34	-6.24	-5.20	-3.37
10%	-6.32	-4.63	-2.53	-0.44	0.67
15%	-2.20	-0.54	1.54	3.27	5.73
20%	2.33	3.56	5.25	7.32	9.07

注) : VFM 5%以上

## (3) PFI事業者の事業可能性

本PFI事業について、民間事業として可能性があるかどうかを、4つの指標から見ると、本シミュレーションでは以下の結果が得られた。

計算値はいずれの指標も目標値を上回っており、事業の採算性や融資に対する返済能力などの面で本PFI事業が民間事業側からも成立する可能性はあると評価できる。

表 PFI事業の民間事業としての事業性評価指標算出結果

	目標値	計算値
PIRR	3.5%	3.79%
EIRR	5%	11.46%
DSCR (平均)	1.10	1.10
LLCR	1.10	1.15

注) 目標値は「VFM簡易計算ソフト」においてそれ以上必要とする目標値

表 PFI事業の民間事業としての事業性評価指標

## P I R R (Project Internal Rate of Return : 内部利益率)

- ・事業の投資採算性を計るための指標
- ・設備投資額の現在価値と償却前払前の当期損益の現在価値が一致する割引率のこと
- ・P I R Rが初期投資資金の調達コストを上回れば採算性ありとみる
- ・「VFM簡易計算ソフト」の目標値は3.5% (優先ローンSPC調達金利)

## E I R R (Equity Internal Rate of Return : 株主利益率)

- ・出資者の投資採算性を計る指標
- ・資本金と元利返済後の当期損益の現在価値の合計とが等しくなる割引率のこと
- ・E I R Rが出資者の投資判断基準以上であれば、出資者にとって事業への投資インセンティブを持ち得る事業と評価できる
- ・「VFM簡易計算ソフト」の目標値は5%

D S C R (Debt Service Coverage Ratio :  $\frac{\text{毎期発生するキャッシュフロー}}{\text{借入金返済額+金利}}$ )

- ・事業キャッシュフローの元利返済に対する余裕度をみる指標
- ・各年度の元利返済前キャッシュフローが、当該年度の元利支払い額の何倍かを示す比率で、1よりも大きければ設備借入金の元利返済が可能
- ・「VFM簡易計算ソフト」の目標値は1.1

L L C R (Loan Life Coverage Ratio :  $\frac{\sum (\text{元利返済前キャッシュフローの現在価値})}{\text{借入元本}}$ )

- ・事業の融資に対する返済能力を表す指標
- ・借入期間にわたる元利返済前キャッシュフローの現在価値が借入元本の何倍かを示す比率で、1よりも大きければ設備借入金の元利返済が可能
- ・「VFM簡易計算ソフト」の目標値は1.1

## (4) シミュレーション結果を踏まえたPFI事業の評価

今回のシミュレーションでは、事前に民間金融機関へのヒアリングを実施しており、施設整備費、維持管理費の削減がそれほど多く見込めないことから、PFI導入によるコスト削減率を3%として試算した。

公共が整備費の全額を一般財源から支出した場合とPFI事業との比較した結果、PFI導入によるコスト削減率を3%とした場合のVFMは-10.66となり、プラスのVFMを確保できないことが判明した。

近年は東日本大震災の復興事業の本格化、2020年東京オリンピックの開催準備といった要因で、全国的に資材費や労務費が高騰しており、今回のシミュレーションで用いたPFI導入によるコスト削減率3%の削減も難しくなる可能性がある。

また、維持管理費についても、庁舎の場合は清掃費や警備費など既に一部民間にアウトソーシングされているものが多く、削減の余地が少ない可能性がある。

旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けた  
アンケート結果報告書  
【概要版】

旭川市

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

新庁舎に備える各機能、現庁舎周辺エリアで新庁舎を建替えるにあたって課題となる、現総合庁舎の取扱いや市民文化会館の整備について市民意見を把握し、基本計画策定の参考とするため、市民を対象としたアンケート調査を実施した。

### 2 調査項目

回答者のプロフィール、市役所の利用状況、新庁舎の建設について、3項目15問に調査項目とした。

### 3 調査方法

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 調査対象地域 | 旭川市全域                 |
| (2) 調査対象者  | 旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人 |
| (3) 抽出方法   | 住民基本台帳から層化2段無作為抽出     |
| (4) 調査方法   | 調査票の郵送によるアンケート方式      |
| (5) 調査期間   | 平成28年4月8日～5月9日        |

### 4 回収結果

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 標本数   |                      |
| ア 発送数     | 3,000人               |
| イ 戻り分     | 26人（相手方不明・転居等のため届かず） |
| ウ 実質標本数   | 2,974人               |
| (2) 総回収数  | 1,205人               |
| (3) 回収率   | 40.5%（＝総回収数÷実質標本数）   |
| (4) 記入不備等 | 1人（白紙）               |
| (5) 有効回収数 | 1,204人               |
| (6) 有効回収率 | 40.5%（＝有効回収数÷実質標本数）  |

### 5 調査結果の表し方

- 調査結果の数値は回答率（％）で示している。回答率の母数は、その質問項目に該当する回答者の数であり、その数はNで示している。
- 回答率は、各設問の無回答を含む回答者総数（副設問（注）では該当する回答者数）に対する百分率（％）で表している。  
注・・・副設問とは、例えばある設問で「ある」、「なし」を回答し、その次に「ある」と回答した方にのみ追加設問した類の設問を指す。
- 百分率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しているため、回答率の合計が100％にならない場合がある。
- 複数の回答を求める設問では、回答率の合計が100％を超える場合がある。

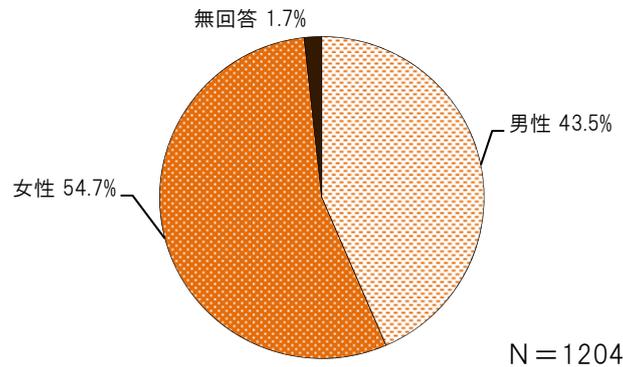
## Ⅱ 調査結果

### 1 回答者のプロフィール

#### (1) 問1 性別

回答者1,204人の性別を見ると、「男性」が524人(43.5%),「女性」が659人(54.7%),「無回答」が21人(1.7%)となっており、やや女性の回答率が高くなっている。

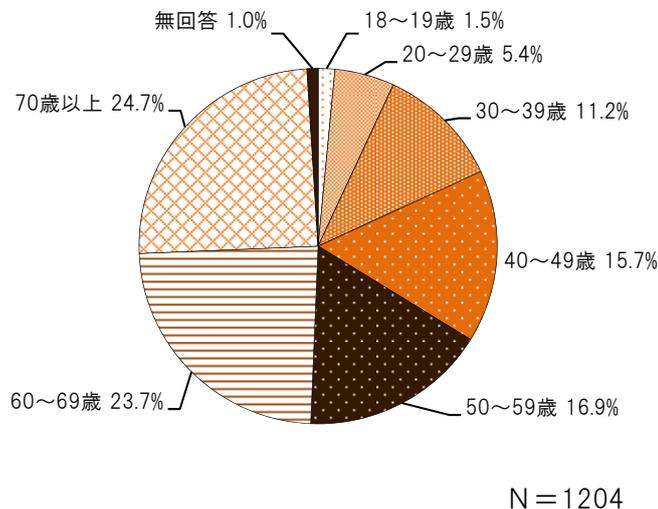
旭川市の人口345,048人(平成28年2月1日現在住民基本台帳)のうち、男性が160,361人(46.5%),女性が184,687人(53.5%)と女性の割合が高くなっており、同様の傾向を示している。



#### (2) 問2 年齢階層

回答者を年齢層別に見ると、「70歳以上」が24.7%と最も高く、次いで「60～69歳」が23.7%、「50～59歳」が16.9%で、50歳以上で全体の65%以上を占めている。

旭川市の18歳以上の年齢層構成(平成28年2月1日現在住民基本台帳)は18～19歳(1.9%),20～29歳(10.0%),30～39歳(13.3%),40～49歳(15.7%),50～59歳(14.5%),60～69歳(19.4%),70歳以上(25.2%)となっており、20～29歳での割合が低い一方、50～59歳での割合が高くなっている。



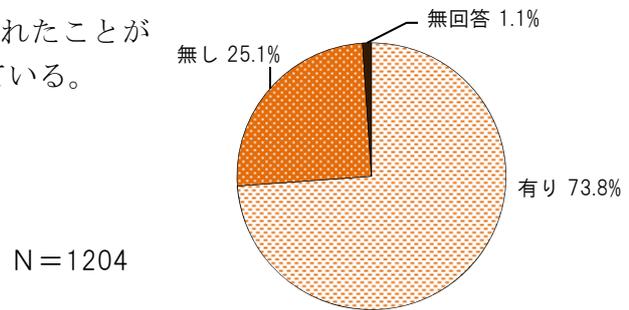
## 資料 4

### 2 市役所の利用状況

#### (1) 訪問の有無

問3 最近（おおむね5年以内），市役所を訪れたことがありますか。

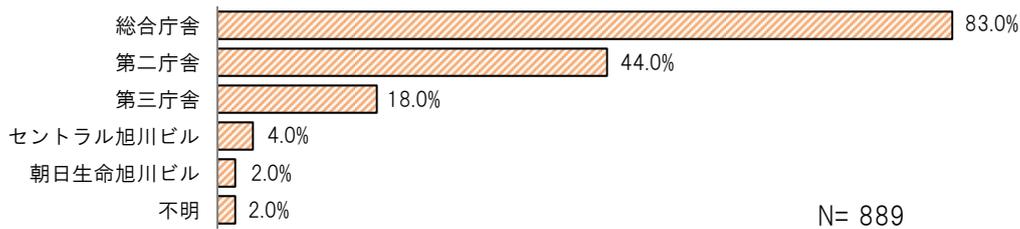
市役所への訪問の有無を見ると，訪れたことが「ある」人が全体では約70%を超えている。



#### (2) 来庁先（複数回答）

問4 問3で「ある」とお答えされた方におたずねします。  
訪れた先の庁舎はどちらですか。

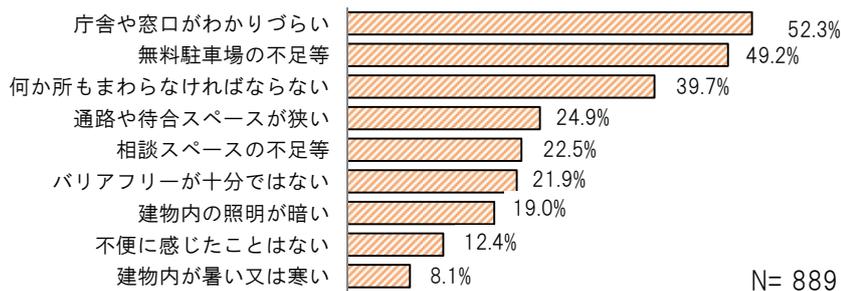
市役所を訪れたことがある人について，複数回答で来庁先を聞いたところ，総合庁舎が80%以上と最も多く，次いで，第二庁舎，第三庁舎となっている。



#### (3) 来庁先で困ったこと（複数回答）

問5 問3で「ある」とお答えされた方におたずねします。  
市役所を訪れた際，お困りになったこと，ご不便に感じたことはありますか。

市役所を訪れたことがある人について，来庁先で困ったこと，不便に感じたことを聞いたところ，回答者全体で見ると，「庁舎や窓口が分散しており，どこに行けばよいのかわかりづらい」，「無料駐車場が不足している，駐車場の場所がわかりづらい」，「庁舎や窓口が分散しており，用事のために何か所もまわらなければならない」と答えた割合が比較的大きくなっている。

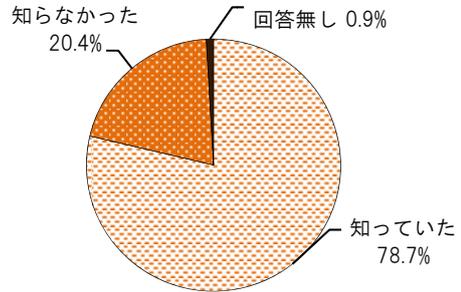


3 新庁舎の建設について

(1) 新庁舎建設の理解度

問6 このアンケートの以前から、市が新庁舎建設の検討を進めていることを知っていましたか。

市が新庁舎建設の検討を進めていることを知っていたかの設問では、「知っていた」と答えた人が全体では約80%近くとなっている。

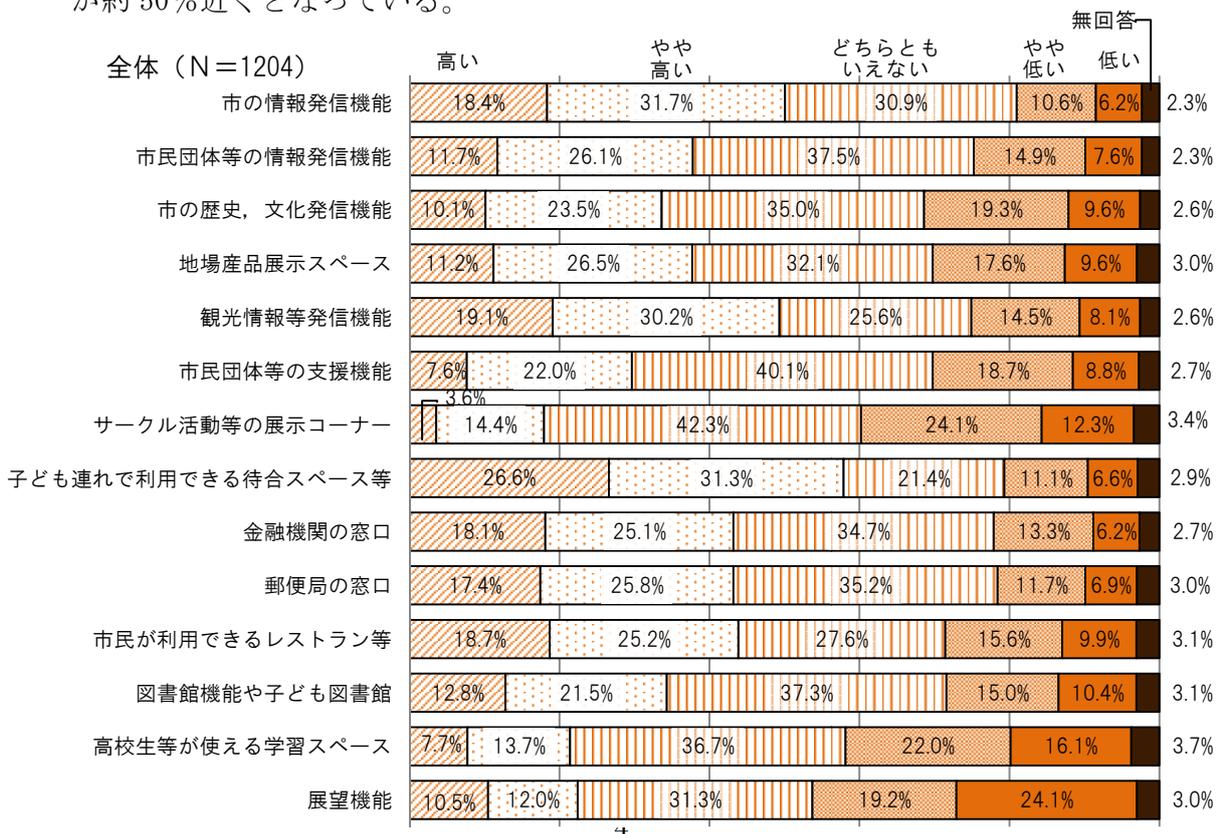


N=1204

(2) 市民でにぎわい、親しまれる新庁舎としての機能の優先度

問7 新庁舎には、市民活動や市民交流を支援するための機能や、旭川の魅力を広く発信する機能を新たに備えることを考えています。「市民でにぎわい、親しまれる」という観点から、次の機能を新庁舎に備える場合の優先度についてあなたはどのようにお考えになりますか。

「市民でにぎわい、親しまれる」という観点から、新庁舎に備える新たな機能の優先度について聞いたところ、「子ども連れでも安心して利用できる機能を備えた待合スペースやロビー等」、「市のイベントなどに関する情報発信機能」、「気軽に観光情報等入手できる機能」といった機能において、優先度が「高い」と「やや高い」の合計が約50%近くとなっている。

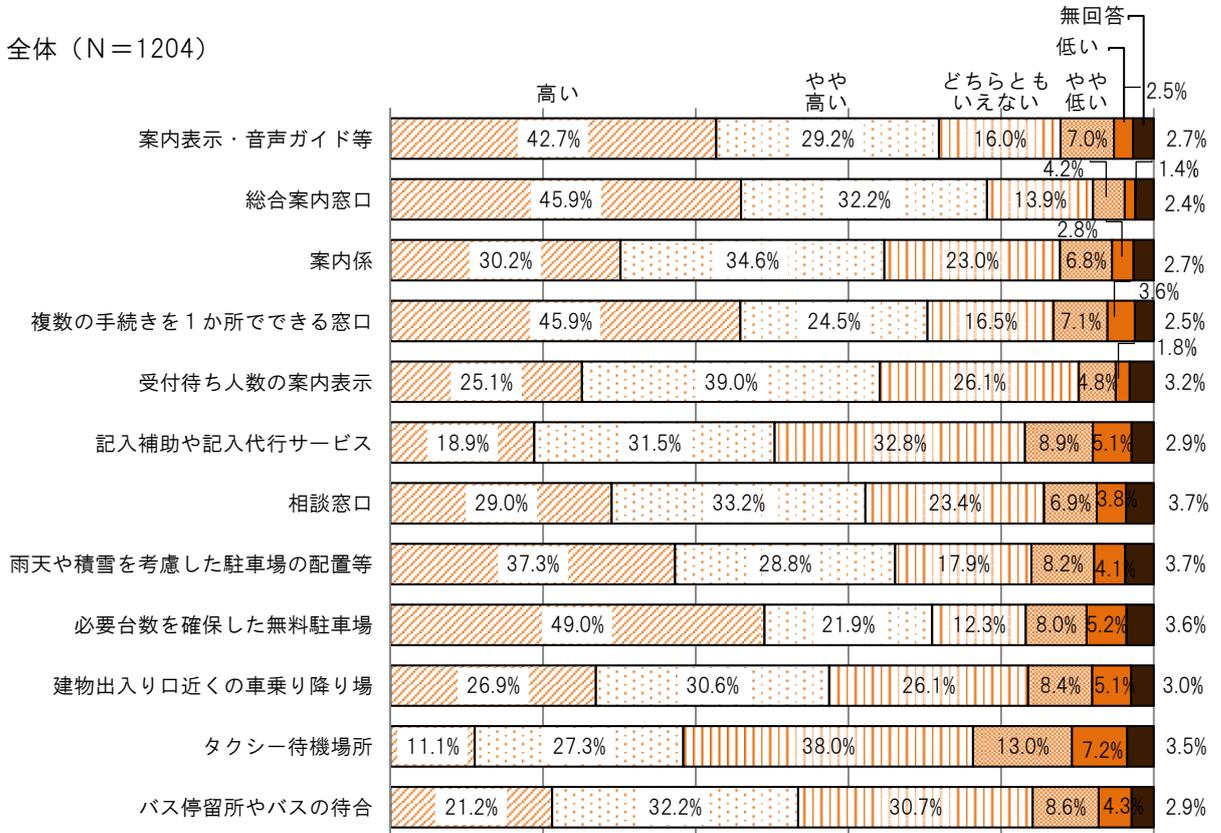


(3) 利用しやすく質の高いサービスを提供する上での新庁舎の機能の優先度

問8 全ての来庁者に対して利用しやすく質の高いサービスを提供するという観点から、次の機能を新庁舎に備える場合の優先度についてあなたはどのようにお考えになりますか。

全ての来庁者に対して利用しやすく質の高いサービスを提供するという観点から、新庁舎に備える機能としての優先度について聞いたところ、「タクシー待機場所」以外の項目において優先度が「高い」と「やや高い」の合計が50%を超えている。

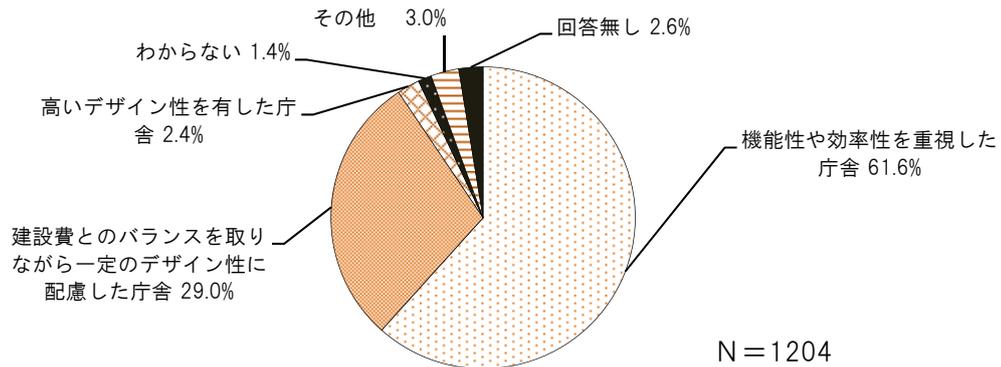
優先度が高い項目としては、「庁内での用務先などを聞くことができる総合案内窓口」、「庁内での用務先や目的場所がわかりやすい案内表示・音声ガイド等」、「必要台数を確保した無料駐車場」、「複数の手続きを1か所でできる窓口」といった項目において優先度が「高い」と「やや高い」の合計が70%を超えている。



## (4) 新庁舎のデザインと機能性

問9 新庁舎は、旭川市の顔となる質の高いデザイン性がある建物とすべきか、建設費を抑え機能性や効率性を重視すべきか、あなたのお考えに最も近いのはどれですか。

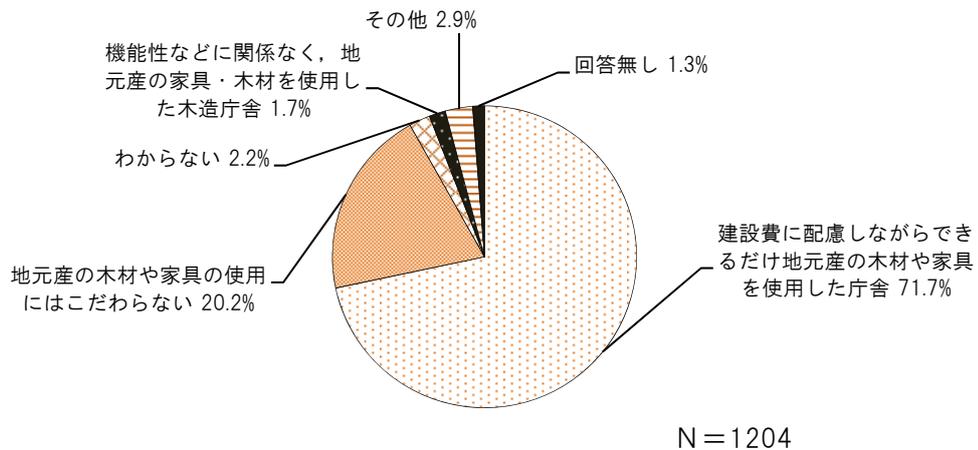
新庁舎は、旭川市の顔となる質の高いデザイン性がある建物とすべきか、建設費を抑え機能性や効率性を重視すべきかを聞いたところ、「デザインや外観などに建設費はかけず、機能性や効率性を重視した庁舎」とする回答が60%以上となっている。



## (5) 新庁舎への家具・木材の使用

問10 新庁舎に、木のまち・家具のまちである旭川の特徴を出していくとした場合、あなたのお考えに最も近いのはどれですか。

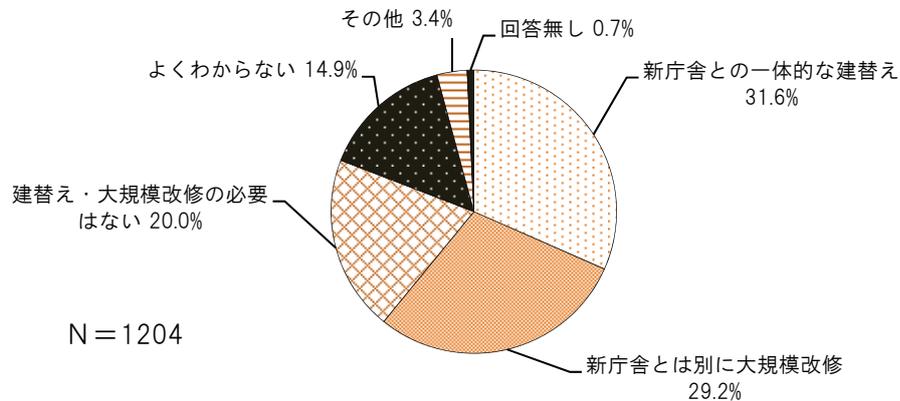
新庁舎に、木のまち・家具のまちである旭川の特徴を出していくとした場合の考え方について聞いたところ、「建設費に配慮しながらできるだけ地元産の木材や家具を使用した庁舎」とする回答が70%以上となっている。



(6) 旭川市民文化会館との一体的整備

問 1 1 新庁舎の建設場所は、現庁舎周辺エリアに決まりましたが、現庁舎敷地には、開館から40年以上が経過し、老朽化が進んでいる旭川市民文化会館（以下「文化会館」といいます。）があります。  
 新庁舎の建設に当たっては、文化会館との役割分担を考えていかなければなりません。今後、文化会館の扱いについて、あなたのお考えに最も近いのはどれですか。

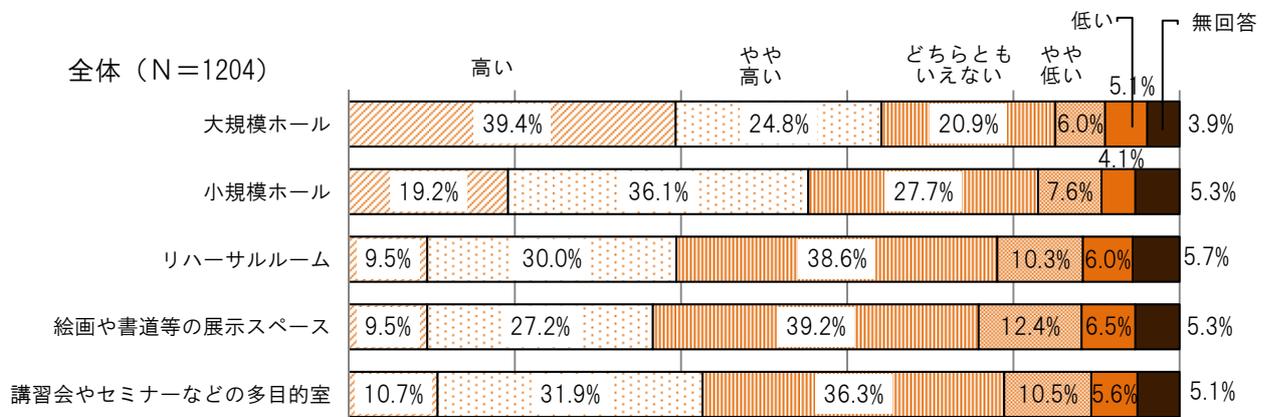
現庁舎周辺エリアに隣接する旭川市民文化会館との取扱いについて聞いたところ、「新庁舎との一体的な建替え」とする回答が31.6%で最も多い。  
 また、「新庁舎とは別に大規模改修」とする回答も29.2%とほぼ同割合となっている。



(7) 新たな文化会館の機能

問 1 2 現庁舎周辺エリアで新庁舎と一体的に文化会館を整備する場合、新たな施設に次の機能を備える場合の優先度についてあなたはどのようにお考えになりますか。

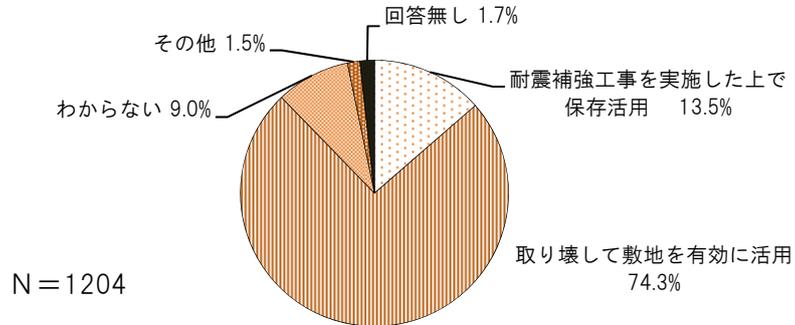
現庁舎周辺エリアで新庁舎と一体的に文化会館を整備する場合、新たな施設に備える機能の優先度について聞いたところ、「プロのコンサートなどが開催可能な大規模なホール」と「市民の文化活動の発表などが可能な小規模なホール」が比較的優先度が高くなっている。



(8) 現総合庁舎の取扱い

問 1 3 新庁舎の建設後、あなたは現総合庁舎をどのようにすべきと考えますか。

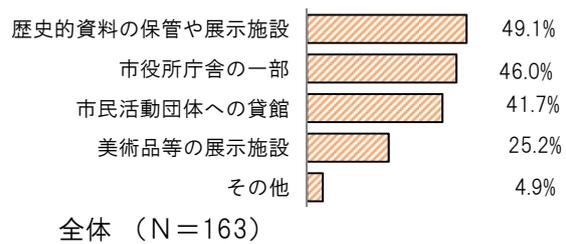
歴史的・文化的価値を有している現総合庁舎について、保存活用すべきか、取り壊すべきか聞いたところ、「取り壊して敷地を有効に活用」とする回答が 74.3%となっている。



(9) 現総合庁舎の保存活用方法（複数回答）

問 1 4 問 13 で「1. 耐震補強工事を実施した上で保存活用」と回答された方におたずねします。保存した建物はどのように活用したらいいと思いますか。

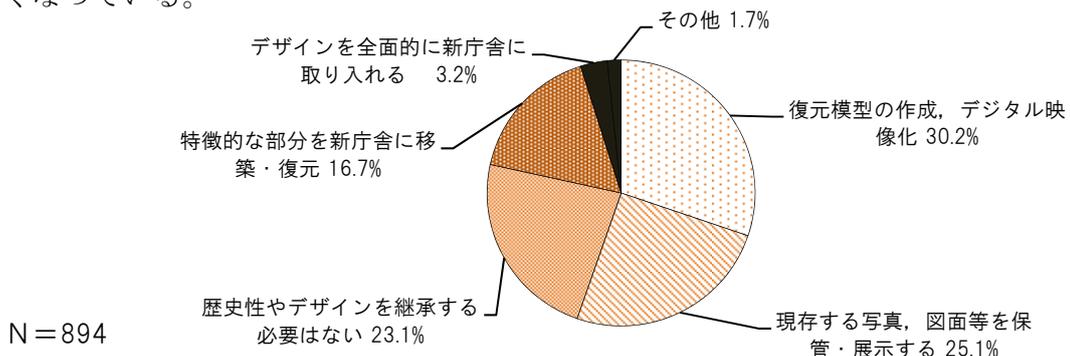
現総合庁舎について、保存活用すべきと答えた人に対し、保存活用方策を聞いたところ、「市役所庁舎の一部」、「歴史的資料の保管や展示施設」、「市民活動団体等への貸館」とする回答の割合が比較的多くなっている。



(10) 現総合庁舎の文化的価値の次世代への継承方法

問 1 5 問 13 で「2. 取り壊して敷地を有効に活用」と回答された方におたずねします。現総合庁舎を解体した場合、その歴史性やデザインを何らかの形で次世代に継承していくことも考えられますが、あなたのお考えに最も近いものは次のうちどれですか。

現総合庁舎の歴史性やデザインを次世代に継承していく方法について聞いたところ、「現総合庁舎の復元模型の作成、デジタル映像化などにより保管・展示する」、「現総合庁舎について現存する写真、図面等を保管・展示する」とする回答の割合が比較的多くなっている。



## 資料 4

### 4 庁舎建設についての自由意見・提案等

庁舎建設についての自由意見・提案等については、409人（有効回答数の40.0%）、630件の意見があった。

新庁舎の建設に当たっては、「財政負担の軽減・建設費の抑制への配慮」、「機能性・経済性を重視した庁舎」、「市民の利便性に配慮した庁舎」などを求める意見が多い。

また、「他施設の有効活用」として、平成28年9月末で閉店することになった西武旭川店など他の施設を庁舎として活用すべきとの意見が38件あった。

#### ■自由意見・提案

	意見内容	件数
新庁舎の建設に関する意見 430 件	財政負担の軽減・建設費の抑制への配慮	57 件
	機能性・経済性を重視した庁舎	57 件
	市民の利便性に配慮した庁舎	49 件
	他施設の有効活用	38 件
	バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮	32 件
	災害に強い庁舎	31 件
	旭川らしさが感じられる庁舎	21 件
	庁舎規模の適正化	13 件
	市民サービスの充実	11 件
	地元企業が参画しやすい環境の整備	11 件
	シンボル性・デザイン性を意識した庁舎	11 件
	新庁舎の建設場所に関する意見	10 件
	社会状況の変化への配慮	8 件
	新庁舎の建設に期待	8 件
	新庁舎は必要ない	8 件
	職員の働きやすさに配慮した庁舎	8 件
	積極的な情報公開・情報発信についての要望	7 件
	自然環境への配慮	6 件
	経済性に配慮しながらデザイン性のある庁舎	4 件
	周辺景観等への配慮	4 件
	早期の建設に期待	4 件
	支所機能の充実	3 件
	既存物品等の有効利用	2 件
市職員の資質の向上，職員数の適正化	2 件	
新庁舎建設への市民意見の積極的な取り入れる	2 件	
機能性とデザイン性を兼ね備えた庁舎	2 件	
プロポーザル方式による設計者の選定	1 件	
その他建設に対する提案・感想など	20 件	

新庁舎の機能としては、「利便性に配慮した駐車場の整備」を求める意見のほか、「分かりやすい案内機能の導入」、「子ども連れでも気軽に利用できる機能の導入」などを求める意見があった。

意見内容		件数
新庁舎の機能に関する意見 74件	利便性に配慮した駐車場の整備	30件
	分かりやすい案内機能の導入	13件
	子ども連れでも気軽に利用できる機能の導入	8件
	利便性に配慮した窓口機能	5件
	学生向けの学習支援機能の設置	3件
	市民のための休憩やイベント機能の設置	3件
	商業的機能の導入	2件
	商工会議所は入居するべきではない	2件
	売店・食堂の利便性向上	2件
	市民の利便性に配慮した庁舎	2件
	展望施設、レストラン、売店など利便機能の導入	2件
	観光案内機能の充実	1件
	市ゆかりの芸術品・美術品の展示スペースの設置	1件

文化会館との一体的整備に関する意見では、全体で21件の意見のうち、文化会館との一体的な整備について肯定的な意見が18件となっている一方、文化会館との一体的な整備について否定的な意見は3件となっている。

意見内容		件数
文化会館に関する意見		21件
文化会館との一体的な整備について肯定的な意見		18件
	新庁舎との一体的整備が必要	10件
	文化会館の機能・規模の充実	8件
文化会館との一体的な整備について否定的な意見		3件
	文化会館の必要機能の精査	2件
	文化会館は不要	1件

## 資料 4

現総合庁舎に関する意見では、全体で20件の意見のうち、現総合庁舎は解体とする意見が16件となっている一方、現総合庁舎は保存活用とする意見は4件となっている。

意見内容		件数
現総合庁舎に関する意見		20 件
現総合庁舎は解体とする意見		16 件
	財政面を考慮し解体撤去	10 件
	保存する価値が感じられない	3 件
	解体はやむを得ない	2 件
	解体撤去して敷地の有効利用	1 件
現総合庁舎は保存活用とする意見		4 件
	現庁舎のデザインを新庁舎に継承	2 件
	耐震改修して引き続き庁舎として利用 (新庁舎建設せず)	2 件

その他庁舎建設以外の意見では、まちづくり、市の財政事情、市職員の資質の向上、職員数の適正化を求める意見などがあった。

意見内容		件数
庁舎建設以外の意見 85 件	まちづくりに向けた意見	23 件
	市の財政事情に関する意見	13 件
	市職員の資質の向上、職員数の適正化	12 件
	市有施設の整備に関する意見	6 件
	庁舎建設以外の事業の充実	4 件
	市民サービスの充実	3 件
	既存施設の機能分担の必要性	2 件
	支所機能の充実	2 件
	財政事情に応じた市政運営	1 件
	その他市政全般に関する意見	19 件

# 答 申 書

旭川市新庁舎建設基本計画について

平成28年（2016年）10月

旭川市庁舎整備検討審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	各項目に関する審議の経過	
	(1) 新庁舎の機能について	1
	(2) 新庁舎の敷地利用計画について	
	ア 新庁舎規模の算定	2
	イ 敷地選定の考え方	3
	ウ 敷地利用計画	3
	(3) 新庁舎の建築計画について	4
3	まとめ	5
4	おわりに	6
	<b>【資料】</b>	
	旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿(平成28年度)	7
	旭川市庁舎整備検討審議会検討経過(平成28年度)	8

## 1 はじめに

当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 11 号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、昨年度は、平成 27 年 8 月 19 日に市長から「旭川市庁舎整備基本構想について」諮問され、6 回の会議を開催し 12 月に市長に答申を行いました。

今年度は、市が 3 月に策定した新庁舎建設基本構想について、4 月の会議で説明を受けた後、6 月の第 8 回審議会において、市長から「旭川市新庁舎建設基本計画について」諮問があり、新庁舎の建設に関する以下の 3 つの事項について、市がまとめた案に対しての意見を求められました。

- (1) 新庁舎の機能
- (2) 新庁舎の敷地利用計画
- (3) 新庁舎の建築計画

当審議会では、市から提出のあった新庁舎建設基本計画骨子（以下「骨子」という。）を基に、途中 2 つの部会を設置し審議を重ね、それぞれの項目について以下のとおり意見を取りまとめました。

## 2 各項目に関する審議の経過

### (1) 新庁舎の機能について

骨子には、新庁舎建設基本構想で決定した 6 つの役割と 8 つの基本方針に沿った新庁舎の機能について具体的な整備方針案が示されました。

当審議会では、これらの整備方針案について、市から追加で示された他都市の整備事例なども参考にしながら、庁舎を利用する市民の視点から、新庁舎に備えるべき必要な機能について審議を行いました。

各委員からは、市から示された様々な整備方針案については、いずれも必要な機能であり、骨子に示されている内容で今後基本計画を策定していくということについては適当であるという意見でした。

ただし、以下の 4 つの基本方針については、骨子に示された具体的事例にさらに内容を追加するべきという意見が多く出されました。

- ・基本方針 1 については、総合窓口やカウンター、相談窓口、案内表示の導入の方向性についてもう少し具体的な例を挙げながら記述すること。

## 資料 5

また、アクセス機能については、障害者や高齢者、公共交通機関利用者に配慮した利便性の良いものとなる具体的な整備事例を載せること。

- ・基本方針2については、スペースの有効活用なども考えながら、市民や職員に必要な機能を精査した上で、具体的な整備事例を載せること。
- ・基本方針3については、広場の整備が重要なので、にぎわいの創出につながるような広場となるための検討をさらに進めること。
- ・基本方針7については、障害者や高齢者、子ども連れの方といった様々な利用者に対して配慮した、具体的な整備事例を分かりやすく載せるなど、内容の充実を図ること。

その結果、当審議会としては、基本計画に示されている機能については、概ね必要な事項は記載されており、この内容を基に基本計画策定に当たることで良いが、基本方針1, 2, 3, 7については、さらに具体的な記載を求めることとしました。

## (2) 新庁舎の敷地利用計画について

### ア 新庁舎規模の算定

基本構想において、新庁舎に必要な規模を3万6千㎡とし、うち6千㎡については、耐震性が確保されている第二庁舎を引き続き使用することにより、新たに整備が必要な面積を3万㎡と定めながらも、可能な限り事業費の抑制に努めるとともに、工事を段階的に行い、財政負担や工事発注の平準化を図ることを検討していくとしました。

この構想を踏まえ、骨子では、新庁舎を段階的に整備することで、工事発注及び事業費の平準化や、単年度当たりの財政負担の軽減を図るとともに、将来の人口減少などの社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、新庁舎を2期に分けて整備し、1期棟を2万3千㎡、2期棟を7千㎡とする案が示されました。

当審議会において、この案について審議を行ったところ、委員からは、3万㎡を一度に建ててもらいたいといった意見や、さらにコンパクトな庁舎を建設した上で、現総合庁舎も保存して活用すべきという意見が出されました。

しかし、多くの委員からは、厳しい財政状況の中、建設規模を小さくしつつ、市民サービスの向上を優先した新庁舎を建てるという市の案に賛同する意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎規模の算定については適当であると認め、骨子に示された案に沿って、基本計画策定を進めることで良いという結論に至りました。

## イ 敷地選定の考え方

新庁舎の建設場所については、基本構想において「現庁舎周辺エリア」と定めていました。

この構想を踏まえ、骨子では、現庁舎周辺エリア内の総合庁舎敷地と第三庁舎敷地を比較検討した結果、新庁舎を建設することが可能な空地があるため、仮庁舎の建設が必要なく、二重の移転費用をかけずに早期に庁舎建設に着手することが可能な総合庁舎敷地に新庁舎を建設するという案が示されました。

当審議会においても、2つの敷地を比較検討したところ、委員からは市の案に賛同する意見が多く出され、特に7条緑道からの動線を意識した建設位置については、好意的な意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎を総合庁舎敷地に建設することで基本計画策定を進めて良いという結論に至りました。

## ウ 敷地利用計画

骨子には、現庁舎敷地の空地に新庁舎を建設した場合、隣接する旭川市民文化会館についても、新庁舎建設と合わせて一体的に整備する案が示されました。

また、総合庁舎と第三庁舎は解体撤去し、敷地の有効利用を図るという案も合わせて示されました。

これらを踏まえ、1期棟建設から新文化会館、2期棟建設までの整備の流れとそれに要する概算の費用が示されました。

当審議会では、市が示した敷地利用計画に文化会館の建替えが示されているが、骨子にはその費用についての記載がないことから、大規模改修と建替えの費用が比較できる資料について提出を求めた上で、敷地を一体的に整備するという市の案について審議を行いました。

審議の中では、現総合庁舎、現文化会館、7条駐車場は改修をすればまだ使えるので、内装などを改修して保全・活用すれば、今後何十年も市民に愛される施設になり得るといった意見や上位計画として策定した第8次総合計画との矛盾を指摘する意見、文化会館の建替えを含めた多額の費用負担を懸念する意見が出されました。

一方で、現文化会館を大規模改修する場合は長期間の休館を伴うことになり、大規模な会議等の誘致に大きな影響が出るため、市内のホテル業界や観光業界などに及ぼす経済面への影響を懸念する意見も出されました。

また、多くの委員からは、50年先、100年先という将来を見据え、この機会

## 資料 5

に敷地一帯を効率的に整備していくという市の案に賛成する意見が出されました。

市の案には賛成するものの、長期に及ぶ工事期間中の駐車場確保について、特に交通弱者の方への配慮をしっかりと盛り込むべきという意見も多く出されました。

その結果、当審議会としては、骨子に示された敷地利用計画に沿って、基本計画策定を進めることで良いという結論に至りました。

なお、文化会館の建替えを含めると、多額の整備費用が必要となることから、将来に大きな負担とならないよう、市の財政バランスを十分に勘案し、長期の見通しの確保とともに、費用を抑える工夫をすること、また、新庁舎整備の完了後だけではなく、整備期間中の駐車場の確保についても、配慮しながら取り組むよう求めるという結論に至りました。

### (3) 新庁舎の建築計画について

新庁舎の建築計画については、骨子に1期棟の庁舎の基本的ゾーニングが示されたほか、建築計画及び構造計画について引き続き検討をしていく内容について示されました。

当審議会において、この案について審議を行ったところ、市民が利用する部分を低層階に配置するという基本的ゾーニングについては、これまでの審議の中でも繰り返し出されていた意見であり、骨子のとおり進めることで良いといった意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎の建築計画については、骨子に示された内容で基本計画策定を進めて良いという結論に至りました。

### 3 まとめ

当審議会での審議について、その経過を含めてこれまで述べてきましたが、改めて、市から諮問のあった項目について、以下のとおり答申いたします。

#### (1) 新庁舎の機能

新庁舎の機能については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

ただし、基本方針のうち、以下の4つについては、さらに内容の充実を図ること。

- 基本方針 1      総合窓口やカウンター、相談窓口、案内表示の導入の方向性についてもう少し具体的な例を挙げながら記述すること。  
また、アクセス機能については、障害者や高齢者、公共交通機関利用者に配慮した利便性の良いものとなるような、具体的な整備事例を載せること。
- 基本方針 2      スペースの有効活用なども考えながら、市民や職員に必要な機能を精査した上で、具体的な整備事例を載せること。
- 基本方針 3      広場の整備が重要なので、にぎわいの創出につながるような広場となるための検討をさらに進めること。
- 基本方針 7      障害者や高齢者、子ども連れの方といった様々な利用者に対して配慮した、具体的な整備事例を分かりやすく載せるなど、内容の充実を図ること。

#### (2) 新庁舎の敷地利用計画

新庁舎の敷地利用計画については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

ただし、文化会館を含めた全体整備には多額の費用が必要となることから、将来にできるだけ負担を残さないよう、市の財政バランスを十分に勘案し、長期の見通しの確保とともに、費用を抑える工夫をすること。

また、新庁舎整備の工事終了後だけではなく、整備期間中においても、駐車場の確保について配慮すること。

#### (3) 新庁舎の建築計画

新庁舎の建築計画については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

## 4 おわりに

当審議会では、昨年の基本構想に対する答申に引き続き、今年度諮問された旭川市新庁舎建設基本計画について、追加提出された資料も用いながら慎重に審議を重ねてきました。その結果、大方の委員の合意を得て、上記の答申を導いたところがあります。

新庁舎の建設は、旭川市のまちづくりの根幹を担う大事業であり、当審議会の委員だけではなく、旭川市の次代を担う子どもたちにとっても大きな影響を与える重要な問題であります。

当審議会においても、まちの将来を見据えながら慎重に審議を進めてきましたが、これから、基本設計、実施設計と進む中では、さらに多くの市民に関心をもってもらい、多くの意見に耳を傾けながら、丁寧に進めていくことが重要であります。

基本構想、基本計画についての審議、答申を終え、当審議会としての役割は終わりますが、今後の新庁舎整備の検討に当たっては、当審議会の答申が積極的に活用され、かつ、十分に配慮されるよう強く求めます。

新たな庁舎が、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」として、旭川の新たなシンボルとなり、いつまでも市民に愛される庁舎となることを委員一同心から期待しております。

以上

## 旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿(平成28年度)

(50音順, 敬称略)

氏名	所属団体名等
赤間 結衣	公募委員
泉 昌成	旭川市PTA連合会 副会長
大野 剛志	旭川大学 准教授
大矢 二郎	東海大学 名誉教授
小畑 忠義	旭川市内農協連絡会議
鎌田 盛紀	公募委員
小海 紘尚	学生自主組織はしっくす 代表
後藤 幸訓	連合北海道旭川地区連合会 副会長
齊藤 裕美	一般社団法人北海道建築士会旭川支部
惣伊田 敏行 (6月28日から)	旭川市商店街振興組合連合会 副理事長
高津 修	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会 理事長
辻廣 博美	公募委員
永瀬 充	公募委員
長谷川 淳子	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長
林 徹男	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長
眞壁 利昭 (6月6日まで)	旭川市商店街振興組合連合会 副理事長
松田 一夫	旭川市老人クラブ連合会 副会長
松野 和彦	旭川市中心市街地活性化協議会 副会長
森崎 真美恵	一般社団法人旭川観光コンベンション協会 主任
八重樫 良二	北海道教育大学旭川校 教授
山中 正志渡	旭川市消防団 副団長

## 旭川市庁舎整備検討審議会検討経過(平成28年度)

回	開催日	議題
第7回	平成28年4月26日(火)	・議題「旭川市新庁舎建設基本構想について」 「検討スケジュールについて」
第8回	平成28年6月3日(金)	・諮問 ・市長挨拶 ・議題「旭川市新庁舎建設基本計画骨子について」 「審議日程等について」
第9回	平成28年7月5日(火)	・議題「部会の設置について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第1部会 第1回	平成28年7月27日(水)	・議題「会議のルールについて」 「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第2部会 第1回	平成28年7月28日(木)	・議題「会議のルールについて」 「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第1部会 第2回	平成28年8月9日(火)	・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第2部会 第2回	平成28年8月19日(金)	・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第10回	平成28年8月30日(火)	・部会からの報告 ・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第11回	平成28年10月7日(金)	・議題「答申書について」
第12回	平成28年10月20日(木)	・答申

市庁舎整備調査特別委員会 調査報告書

平成27年第2回定例会において、本特別委員会に付託された市庁舎整備に関する調査について、その調査経過並びに結果を次のとおり報告する。

平成28年12月8日

旭川市議会

議長 塩 尻 伸 司 様

市庁舎整備調査特別委員会

委員長 笠 木 かおる

## 資料 6

### 1 調査経過

平成27年7月3日から平成28年12月8日までの間、都合19回にわたり本特別委員会を開催し、慎重に調査を行った。

#### 委員会の開催状況

開催年月日	調査概要
平成27年7月3日 第1回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査目的の確認</li> <li>2 代表者会議の設置</li> </ol>
平成27年8月5日 第2回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討</li> <li>・庁舎整備検討スケジュール</li> <li>・庁舎整備に係る関係団体との意見交換</li> </ul> </li> <li>2 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野，上村両委員から資料要求があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成27年9月7日 第3回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市庁舎整備タウンミーティング開催報告</li> <li>・旭川市庁舎整備検討審議会への諮問（基本構想）</li> <li>・旭川市庁舎整備に関する市民アンケート結果</li> <li>・関係団体からの意見及び意見交換最終報告</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，白鳥，中野，のとや，金谷各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> <li>3 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・久保委員から資料要求があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成27年9月8日 第4回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・久保，福居，高木，室井，小松，松家各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> <li>2 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，久保両委員から資料要求があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成27年10月27日 第5回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎整備に係る職員アンケート結果</li> <li>・旭川市庁舎整備シールアンケート結果報告</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，白鳥，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成27年10月28日 第6回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福居，松家，室井，小松各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成27年12月11日 第7回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議長宛て中間報告書及び委員長口頭中間報告の決定</li> </ol>
平成28年2月8日 第8回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市庁舎整備検討審議会からの答申（基本構想）</li> <li>・庁舎整備に関する来庁者アンケート結果報告</li> <li>・旭川市新庁舎建設基本構想（案）</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，中野，小松，久保，金谷各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>

平成28年4月11日 第9回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市新庁舎建設基本構想（案）に対する意見提出手続の実施結果と旭川市の考え方</li> <li>・旭川市新庁舎建設基本構想</li> <li>・旭川市新庁舎建設基本構想（案）からの修正箇所</li> <li>・平成28年度新庁舎建設検討スケジュール</li> </ul> </li> </ol>
平成28年5月16日 第10回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，中野，小松各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年5月17日 第11回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・久保，白鳥，室井各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年6月3日 第12回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート結果報告（速報版）</li> <li>・旭川市新庁舎建設基本計画骨子</li> </ul> </li> <li>2 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，久保両委員から資料要求があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年7月19日 第13回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート結果報告</li> <li>・旭川市の新たなシビックセンター整備に関する提言</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，高木，中野，のとや各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> <li>3 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・久保委員から資料要求があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年7月20日 第14回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金谷，久保，福居，白鳥，室井，小松各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年10月27日 第15回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1期棟建築面積の拡張</li> <li>・基本計画策定に向けた関係団体との意見交換報告</li> <li>・庁舎建設に関するタウンミーティング開催報告</li> <li>・旭川市新庁舎建設基本計画市民ワークショップ報告</li> <li>・庁舎建設に対する団体からの要望書</li> <li>・新庁舎建設基本計画策定に向けた検討状況</li> <li>・旭川市庁舎整備検討審議会からの答申（基本計画）</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，白鳥，中野，のとや，久保各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年10月28日 第16回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金谷，林，高木，室井，小松，福居各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年11月18日 第17回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各会派及び無所属委員からの意見開陳</li> </ol>
平成28年12月2日 第18回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事者から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市新庁舎建設基本計画（案）</li> </ul> </li> <li>2 質疑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上村，松家，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。</li> </ul> </li> </ol>
平成28年12月8日 第19回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議長宛て調査報告書及び委員長口頭報告の決定</li> </ol>

## 2 調査結果

市庁舎整備に当たっては、市民の意見はもとより、本委員会における以下の意見、提言等を真摯に受けとめ、丁寧かつ慎重に進めるべきである。

- 1 「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」という基本理念について、市民文化会館との連携にかかわっての考え方など、その達成に向けた内容を示すこと。
  - 2 現庁舎には耐震性の不足、庁舎機能分散化による市民の利便性の低下、狭隘化等の問題があり、早急な対応の必要性があるが、建設資材や人件費の高騰などが予想されることから、建設スケジュールを精査し、建設費の抑制に努めること。
  - 3 新庁舎の規模については、狭隘化の解消やワンストップサービスの実現のための面積確保に配慮するとともに、厳しい財政事情や人口変動を勘案し、全体の面積は必要最小限にとどめるよう努めた上で明記すること。
  - 4 新庁舎の機能については、窓口機能の充実、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入など、市民の利便性を向上させ、誰もが安心して利用できる庁舎となるように、設計においてもさらなる検討をすべきであること。また、省エネルギー化や新エネルギーの導入など、環境にも配慮すること。
  - 5 市庁舎整備が財政に及ぼす影響を考慮し、庁舎建設整備基金のさらなる積み立て、国の補助金活用、市民からの寄附金など、財源確保に努めること。
  - 6 木材を初め地場製品等の活用や地元の建設業者が受注できる建設手法とするなど、地場産業の振興に配慮すること。また、市有林を活用した取り組みについても検討すること。
  - 7 7条地下駐車場の扱いについては、新たに駐車場を整備する場合と改修利用する場合の費用想定を比較し、また、新庁舎や市民文化会館の利便性も考慮の上、検討すること。
  - 8 今後の庁舎整備に当たっては、市民意見を十分に反映させるため、パブリックコメント以外にも市民参加の機会を確保すること。特に、若い世代の参画が少ないという課題があることから、より一層効果的な意見聴取に努めること。
  - 9 現総合庁舎や市民文化会館の扱いについては、さまざまな意見があることから、十分な市民への説明や適切な事務手続などに努め、市民の合意形成を図ること。
- との意見の集約を見た。

なお、市庁舎整備に関し、各会派及び無所属委員から別紙のとおり意見が示された。

(別紙)

## 市庁舎整備調査特別委員会における各会派及び無所属委員の意見

## 【自民党・市民会議】

## 1 基本理念について

市民でにぎわい、親しまれるシビックセンターとするためには、市民文化会館との連携が不可欠であり、その考え方を明記すべきである。

## 2 地場製品等の活用について

庁舎建設に当たっては、木材の活用を積極的に進めるべきであり、その際には市有林木材の建材活用を図るべきである。

## 3 庁舎の規模について

執務環境計画検討業務委託によってさらなる必要面積の縮減が可能となっている。仮に基本計画の段階での面積縮減が難しいとすれば、今後に向けた整備面積縮減の見直しや考え方を明記すべきである。

## 4 地下駐車場の扱いについて

現段階では、撤去と改修継続利用の選択肢が残されている状況にある。今後、新たに駐車場を整備する場合の費用想定と改修利用との比較及び新庁舎・市民文化会館の利便性も考慮の上、今後の検討材料とすべきである。

## 5 敷地利用計画（敷地利用計画検討の方向性）について

新庁舎と市民文化会館の一体的整備には賛成であり、建てかえの方向性についても賛同する。政策形成経過に問題があるとされた市民文化会館の建てかえの是非については、所定の手続きを経ることを含め、早期に結論を導くよう努力すべきである。

## 6 敷地利用計画（既存庁舎の取り扱い）について

既存庁舎については、保存利活用を求める意見はあるものの、耐震改修に要する費用と利活用の際の利便性を踏まえると費用対効果の面からも難しいと考えられる。解体し敷地の有効利用を図るべきとの方向性には賛同するが、現庁舎の歴史性や文化的価値を次世代へ継承していくために最大限、努めるべきである。

## 7 今後の庁舎整備における若い世代の意見反映について

これまでの市民アンケートやさまざまな市民意見聴取の機会においては、新たな庁舎に最も関連性を有すると思われる若い世代の参画が少ないという課題があった。今後においては、市の若手職員のワーキンググループを立ち上げるなど、より一層の効果的な意見聴取に努めるべきである。

【民主・市民連合】

1 庁舎建設の必要性

現市庁舎の耐震性の不足、庁舎機能の分散化、狭隘化、災害発生時において必要となる機能の不足、駐車場の不足などのさまざまな問題の解決のためにも早急な整備が必要と考えられることから、基本計画骨子における必要性を妥当と考える。

2 新庁舎の基本理念

市民、職員にとってより使いやすく、機能的なものとする中で、市民の利便性と職員の事務効率が向上する機能的な庁舎を目指す「従来機能の向上」、また、多様な市民活動の支援の拠点となり、かつ、芸術や文化、ものづくりといった旭川らしさを市民はもとより観光客にも発信するといった「新たな機能の付加」、さらには、市庁舎という既存概念にとらわれることのない新しく自由な発想で市民に親しまれる機能等も検討していただき、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」という基本計画骨子における基本理念を達成できるものを望む。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

基本理念の達成のため基本計画骨子に掲げられた6つの役割（市民サービス、まちづくり、行政事務、議会、危機管理、環境先導）を実現するための8つの基本方針（利用しやすい庁舎、親しまれる庁舎、まちづくりの中心となる庁舎、機能的・効率的な庁舎、独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会、安心・安全な庁舎、人にやさしい庁舎、地球にやさしい庁舎）、また、その基本方針に具体的な方向づけをした各機能の設定に賛成する。

4 新庁舎の規模について

全体の規模を3万6千平方メートルとし、既存の第2庁舎6千平方メートルを継続利用、1期工事において2万3千平方メートル、2期工事において残りの7千平方メートルを整備するという基本計画骨子でよいと思われるが、今後予測される人口変動なども勘案する必要があると思われる。

5 新庁舎の敷地について

多くの市民にもなじみの深い現庁舎周辺という案でよいと思われるが、隣接する市民文化会館の将来的な改修、建てかえといった案件との兼ね合いをきちんと精査する必要があると思われる。また、建設工事中における駐車場の確保などにも配慮が必要と思われる。

## 6 新庁舎の建築計画等

市民利用の多い窓口機能，市民活動機能などを低層階に配置し，中層階には，災害対応機能及び行政事務機能を配置，上層階には，議会機能を配置するというゾーニングでよいとは考えるが，議会機能が最上階になることで，市民に開かれた議会という状況が損なわれないような工夫が必要と思われる。

また，利用する市民や職員の安全を確保するための耐震性については地域の現状を鑑み耐震構造とすることが妥当と考える。建設手法，工期，財源については，建てかえに早急な必要性を感じているが，さまざまな社会情勢を踏まえ最適な手法，時期等の選択が必要と思われる。なお，新庁舎のデザインにおいては，長年市民に親しまれてきた「赤レンガ庁舎」への思いを継承するようなものとなることを望む。

【公明党】

- 1 建築面積については、当初の1千750平方メートルから2千900平方メートルに広げるといふ案が出てきたが、他都市の同規模程度の新庁舎建設と比較しても、予定している新庁舎規模（1期棟）に対し建築面積が狭い。さらなる拡張に向け検討すべきと考える。
- 2 新庁舎の段階的な整備について、1期棟は約2万3千平方メートル、2期棟は7千平方メートルとすることが示されたが、2期棟については建設スケジュールのめども立っていない。これまで農政部や教育委員会などが民間ビルを借用し、多額の賃借料を支払ってきた。1期棟完成後には、両部とともに、環境部も民間ビルを使用する予定となっており、さらに多額の費用が支出され続けることになる。狭隘化の解消とワンストップは基本構想のかなめであり、市民理解を得るためにも、全ての部署が1期棟の新庁舎と既存の第二庁舎に集約できるような規模（1期棟）とすべきである。
- 3 構造計画については、これまで耐震構造、免震構造及び制震構造のいずれかの構造の導入が検討されていたが、市庁舎整備検討審議会での議論経過もないまま、突如として「耐震構造」とする市の判断が示された。そもそも、新庁舎建設の大義は、災害から市民や職員を守ることにあったはずであり、多少の投資は十分市民に理解される。庁舎の構造の決定は、高度な政策的判断が求められると考える。このような状況から、基本計画策定の段階においては、「引き続きいずれかの構造を導入する」とし、他都市の事例も参考にし、基本設計の中で耐震工法を判断すべきである。
- 4 事業スケジュールと財源について、平成31年度当初から建設工事に着手する計画となっているが、東京オリンピック・パラリンピック開催の前年となる影響から建設資材や人件費などの高騰が予想され、1平方メートル当たり40万円では直近の他都市の事例を見ても不可能に近い。建設工事着手までのスケジュールについては、改めて検討すべきである。また、大きな財源の一つとなるように、さらなる庁舎建設整備基金の積み立てを進めるべきと考える。
- 5 新庁舎の省エネルギー化については、CO<sub>2</sub>の排出抑制に努めるとともに、新エネルギーを導入し、電気や熱源の自給自足化を図るため、可能な限り「太陽光発電」や「地中熱・雪氷冷熱等」を活用した設備を整備すること。
- 6 新庁舎の位置については、緑橋通からは約1メートル30センチ、6条通側からは約60センチメートル高い位置となっており、さらに新庁舎の玄関口までは一定の距離もある。ユニバーサルデザインの導入を実現し、誰もが安心して利用できる庁舎となるように、さらなる検討が必要と考える。

## 【日本共産党】

## 1 財政事情を勘案し身の丈に合った庁舎整備を

- ① 新庁舎の整備に当たっては、厳しい財政事情を直視して事業費を必要最小限度に抑え、身の丈に合った庁舎整備にすべきと考える。また、新庁舎の機能を必要最小限にしようとするれば、いわゆるランドマーク的庁舎を追求すべきではないし、商工会議所や社会福祉協議会等の民間機能の入所を考えるべきではない。

基本計画においては、庁舎整備が財政に及ぼす影響及び市財政全体の見通しを示すべきである。

- ② 将来の人口減少と職員数の減少を考えたとき、分散している水道局以外の行政機能を第二庁舎と建替え庁舎とに一気に集約することは経済効率から見て妥当ではないと考える。また、政策的に分散させてきた経緯があることも考慮すべきと考える。

2期棟建設については、断念することも含めて慎重に判断すべきである。

- ③ 庁舎建設は東日本大震災の復興事業や東京オリンピック・パラリンピックの開催と時期が重なることから、資材や経費の高騰による影響が懸念される。よって建設時期については慎重に判断すべきである。

## 2 市民の利便性を十分に確保すること

市民サービスにかかわるものは、いわゆるワンストップサービスを目指し、行政の都合でたらい回しにせず、市民の利便性を十分に確保すべきである。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインは当然のことであるが、高齢者や障害者にも使いやすい庁舎整備にすべきである。

## 3 オール旭川の建設業者で

建設工事については、地元の建設業者がオール旭川で仕事に参入できるような建設手法をとるべきである。

## 4 市民文化会館建替えの取り下げと市民検討組織

市民文化会館はこれまでの議論の到達点のとおり「建替え」は取り下げになり、向こう10年間は手がかからないことが明白になったため、市民とともに今後の方向性を検討していく組織をつくるべきである。

## 5 7条駐車場の存続

市民文化会館の存続に伴い、7条駐車場も存続すること。

6 説明責任と市民意見の反映について

市の説明責任を十分に果たし、市民にわかりやすい情報提供を行うこと。

また、パブリックコメントだけでなく、市民参加の機会を確保し、市民意見を十分に反映した庁舎整備にすべきである。

7 意思形成や組織決定について

市の庁舎整備は、市民の税金を莫大につぎ込む巨大プロジェクトであり、市民活動にも市内経済にも大きな影響を与えるものである。安全、安心のとりでにもなるものである。市民全体のオール旭川のでつくり上げなければならない。

それだけに意思形成や組織決定については、慎重の上にも慎重を期す必要がある。

市民文化会館については、突然、大規模改修から建替えに方針転換したが、意思形成や組織決定がなされていないことが日本共産党の質疑で明らかになった。

日本共産党が「財政見通しもなく、正式な手続きもない、建替えの根拠もない」と追及した中で、教育長が「重々反省している」と陳謝し、西川将人市長は「市民意見を十分にお聞きしながら、時間をかけて検討をする必要がある」と答え、建替えを取り下げたことは当然である。

しかし、このような未熟な手続の中で議会審議も市民対話も翻弄されたことは甚だ遺憾である。今後は細心の注意を払い、十分に行政手続の手順を踏むことを求めるものである。

## 【無所属 久保あつこ委員】

初めに

基本計画（案）のそれぞれの項目について意見を述べる前に、基本構想案からこれまでの市の情報提供不足と議会への説明不足、市民参加の手法について意見を述べる。

基本構想への意見の時にも「市の説明不足」については意見を述べ、必要な資料や情報を積極的に提示し時間をかけて議論すべきと指摘した。その後、基本計画骨子案、基本計画（案）が示され、議会質疑や市民との意見交換などが行われたが、以下の点で市の情報提供不足と説明不足は否めない。

- ① 市民文化会館の建てかえに関する必要な費用が不明確なままの骨子案であり、これまでの大規模改修の方針から建てかえに変更された経緯が不適切だったことも、その後の議会質疑で明らかになった。
- ② 1期棟の建築面積の変更に伴う3つの変更パターンの資料を議会で指摘されるまで正式に提示しなかった。
- ③ 基本計画骨子案策定の参考にするための市民アンケート調査において
  - ア 市民文化会館についての質問では、築40年という情報のみで、大規模改修と建てかえの費用の具体的な差など財政面での情報は示していない。
  - イ 現総合庁舎の保存活用方法についても市が示した資料は、保存する場合の費用について「庁舎としての活用方法もあること」「庁舎として活用した場合は維持管理費用は対面積では新庁舎と同じ程度であること」「国の重要文化財登録による補助金の可能性もあること」などは示さずに、保存には多額の費用が必要と思えるような恣意的な資料であった。
- ④ 庁舎整備検討審議会に対しても、基本構想までは新庁舎に関する審議のみを依頼し、基本計画骨子案において突然市民文化会館との一体的整備となり、庁舎整備の結論イコール市民文化会館の建てかえと総合庁舎の解体とならざるを得ない審議となり、委員の中からは提示された資料のみによって市民文化会館の建てかえ、総合庁舎の解体取り壊しまでを結論づけることに不安の意見が上がっていたこと。加えて審議の最終場面で提案された1期棟の建築面積の変更についても、3つの変更パターンの資料を市が提示したのは結論を出す直前であり、資料を見ての質疑や審議は行われずに結論を求めた。
- ⑤ 市は議会質疑などを踏まえて、基本計画（案）では、市民文化会館の整備については、別途検討を進め、具体的な整備に着手するまでの間は、必要な修繕を行うことへと骨子案から変更した。骨子案当初から建設の是非も含めて今後の検討としていた2期棟についても「改めて必要性や具体的な建築場所と規模について検討すること」とし、今後の検討いかんでは庁舎等の整備は様々なパターンが予想され、少なくとも添付資料のように5パターンは可能性があることになるが、これらの資料は議会にも市民にも全く示されていない。

以上の理由から、市の情報提供不足と説明不足は明らかである。

士別市は、新庁舎整備について数パターンの図面を示し必要経費とメリット・デメリットを明示して、市民と議会に意見を求めて方向性を決めていることから、市全体としての合意形成がしっかり行われた。

旭川市では骨子案が示されてから様々な変更を行ったことから、市は、基本計画（案）を作成する前に、特に可能性のある数パターンとそれぞれに予想される必要経費やメリット・デメリットなどを市民と議会に明確に示し、どのパターンがよいのかなどについて市民と議会から、再度意見を求めるべきと考え、「基本計画（案）の策定を急ぐべきではない」と意見を述べてきたが、市はそれら丁寧な議論を行うことなく基本計画（案）の策定を急いだことは、市民参加推進を進めてきた旭川市として、非常に残念なことであり遺憾である。

上記のようにさらなる市民議論と議会審議を行うことが必要と考えるが、現時点での基本計画（案）についての意見を以下のとおりまとめる。

## 第1章 新庁舎建設の必要性

耐震性不足，分散化，狭隘化の解消のために新庁舎を建築することは妥当と考える。

## 第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

「市民でにぎわい，親しまれるシビックセンター」でよいと考えるが，シビックセンターとしての機能については，特別な施設や場所にスペースを割くのではなく，議会棟や会議室等を市民と共用する，総合窓口などに子どものためのスペースを設けるなど，庁舎を市民に開放していく方向で検討すべき。

## 第3章 新庁舎の建築場所

### 3 敷地内施設の取り扱い

#### (1) 総合庁舎及び第三庁舎

基本計画では第三庁舎の解体撤去までとし、「総合庁舎の解体撤去」を明記すべきではない。

市は保存の可能性について、国の重要文化財登録制度の活用による財源確保や有効な利活用の方法などをしっかり調査研究し、保存する場合のメリット・デメリット、解体する場合のメリット・デメリットを明らかにして、再度市民に解体の是非を問うべき。

以下、総合庁舎の解体撤去を明記すべきでない理由を述べる。

- ① 市民の中から「総合庁舎の保存活用」を望む声が上がってきている。
- ② 市民アンケート調査における総合庁舎の扱いについては、74.3%の市民が「取り壊して敷地を有効に活用」すべきと答えているが、回答前に読むこととなっている市の資料が恣意的な説明になっている。また、若い世代の方から保存すべきという答えが多い。
- ③ 市は当初、新庁舎，市民文化会館の建てかえ，総合庁舎の扱いの全ての方向性が決定しなければ基本計画を立てることは難しいと言っていたが、基本

計画では市民文化会館の建てかえは明記しない考えであること、また、総合庁舎の扱いが決まらなくても基本計画は策定できることが議会質疑で明らかになった。また、2期棟に関しては骨子案の段階から「建設時に再度その必要性も含め精査する」とし、基本計画には建設を明記しないこととしている。以上のことから、基本計画の段階では新庁舎の1期棟建設と市民文化会館の建てかえ並びに総合庁舎の解体撤去を分離しても計画は策定できる。

- ④ 事業スケジュール案でも示されたように、どの事業手法をとるにしても、総合庁舎の解体に着手するのは平成35年度からとなり、解体前の事業者選定などに必要な時間を考慮しても、平成33年内に方向性を決めることで十分間に合うことから、現段階で無理をして基本計画に盛り込む必要性は全くない。

## (2) 市民文化会館

整備については多くの方の意見を聞き別途検討を進めることでよいが、具体的な整備に着手するまでの間、施設の維持管理に必要な修繕を行うことは費用がかさむことになるので、早急に意見聴取作業に入るべき。

## 第4章 新庁舎の規模

### 3 新庁舎の規模

1期棟建設に当たっては、総合庁舎の活用による執務室等のスペースの確保も視野に入れ、無駄のないスペース利用をすることで出来る限り縮小を目指すべき。総合庁舎の扱いについては前述を参照。

- ① 市民活動支援スペースについては、市民文化会館、現総合庁舎、2期棟がどのようなになったとしても今後整備することが可能なことから、特に1期棟に500平方メートルものスペースを設ける必要性は全くない。
- ② 仮に、総合庁舎を活用することとなった場合には、新庁舎の1期棟の必要面積から、企画・調整機能、議会機能、市民活動・市民交流支援機能、情報発信機能・シティプロモーション機能、利便施設機能の合計6千190平方メートルのうち、総合庁舎に整備できるものを除いて規模を縮小すべき。

## 第5章 新庁舎の機能

### 基本方針1 利用しやすい庁舎

窓口機能の充実に重点を置くことを第一に考えるべき。

授乳室や子どものためのスペースを総合窓口の近くに配置すべき。

障害者、高齢者が利用しやすい動線を確保すべき。

相談のための個室は防音に配慮すべき。

基本方針2 親しまれる庁舎

市民の利便性を高めることができるよう、市民活動のためのスペース、市民交流支援のためのスペース、市政情報コーナー、閲覧スペース、憩いの場、金融機関の設置を一体的に1カ所に整備し共用することで効率のよいスペース利用とすべき。

基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎

庁舎整備に当たっては、地場製品等の活用と地元企業の参画、参入を原則とすべき。

基本方針4 機能的・効率的な庁舎

担当者不在の時でも他の職員が対応できるように、資料等を共用できるような執務室の配置にすべき。

基本方針5 独自性を保ちつつ、市民に開かれた議会

議会からの要望を考慮して整備すべき。

第6章 新庁舎の建築計画

1 配置計画

市民文化会館が建てかえとなった場合の建築用地を総合庁舎跡地と明記すべきではない。

第7章 事業計画

3 事業スケジュール・事業費及び財源

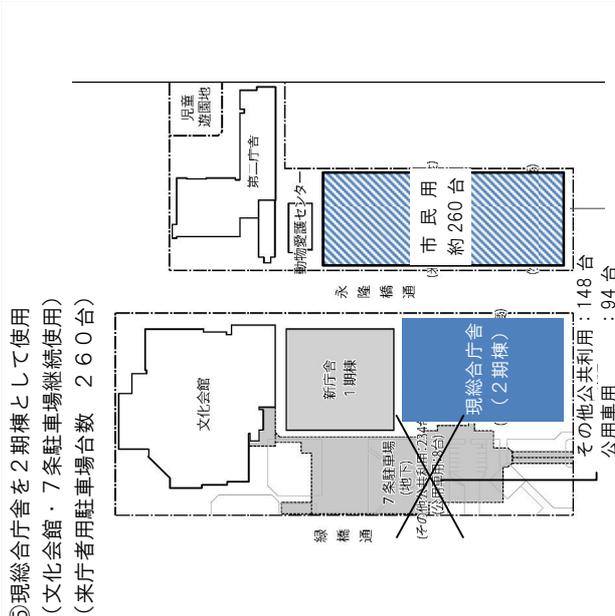
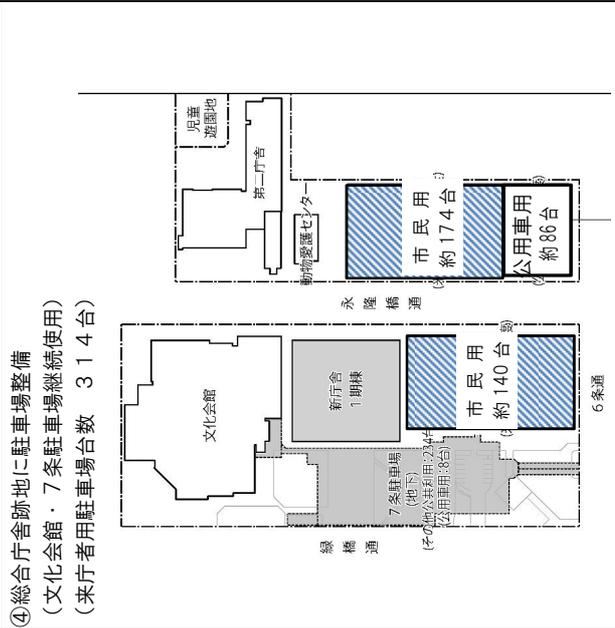
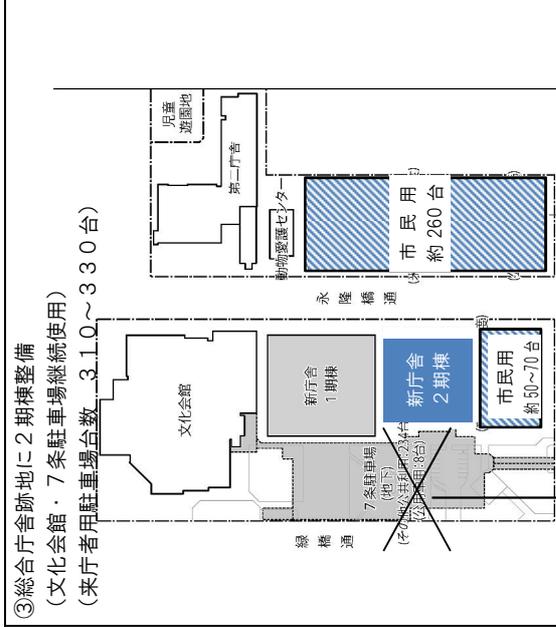
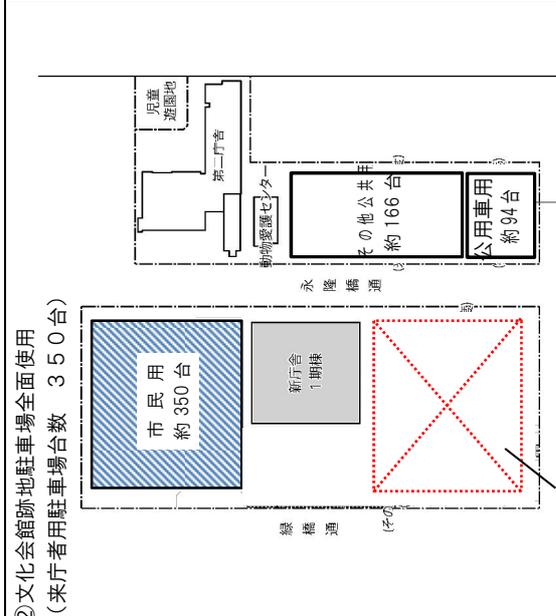
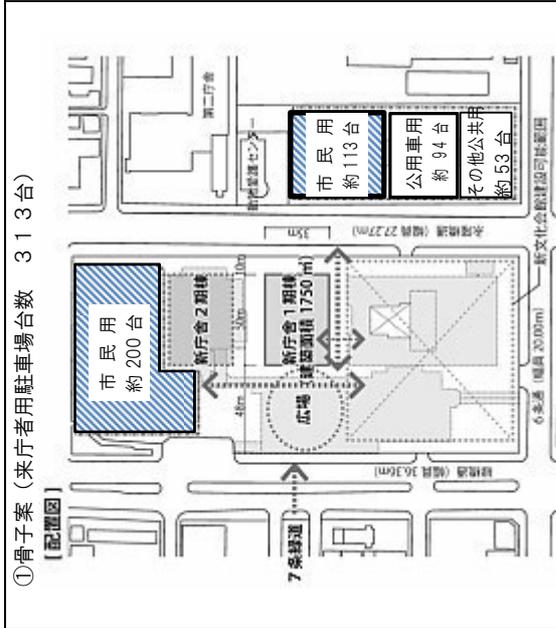
基本計画策定前に、再度、市民にパターンを示して意見を聞くべきであり、基本計画の策定期間を延ばすべき。スケジュールに明記するのは第三庁舎解体工事までとし、その後のスケジュールは今後の議論を待つこととして明記すべきではない。

市債残高と返還など、長期の財源見通しを示すべき。

終わりに

現在、市民の中で「現総合庁舎の解体と市民文化会館の建てかえについて異議あり」という署名活動が行われているが、市はその結果を待たずして基本計画を策定する意向を示しており、署名が一定規模集まった場合でも「丁寧に説明して理解していただく」という態度、すなわち「署名が集まっても案を変更する意思はないこと」を議会で述べている。加えて、現在行われているパブリックコメントにおいても、仮に「現総合庁舎の解体について反対」という意見が多数寄せられたとしても、同じく「丁寧に説明して理解していただく」ということを述べている。これでは何のためのパブリックコメントなのか、甚だ疑問である。このような態度はこれまで旭川市が推進してきた市民参加に反する姿勢であり、市民意見を尊重し基本計画策定に反映させるべき。

新庁舎駐車場配置パターン比較



各案比較

①	必要台数の来庁者駐車場が確保できるが、新庁舎から離れた場所となる。
②	必要台数の来庁者駐車場が新庁舎に近接した場所に確保可能
③	ほぼ必要台数の来庁者駐車場が確保できる。
④	市民用駐車場は、新庁舎2期棟に近接した場所に確保できるが、新庁舎1期棟から離れた場所となる。
⑤	第三庁舎の敷地も含めて必要台数の来庁者駐車場が確保できる。また、新庁舎に近接した場所に駐車場の確保が可能
⑥	必要台数の来庁者駐車場が確保できず、また、新庁舎へは道路を横断する必要がある。

【無所属 金谷美奈子委員】

このたびは、庁舎整備に関する考え方が6月の基本計画骨子から変更されていた。現庁舎の敷地の扱いを変えたこと、さらに市民文化会館と地下駐車場については計画に盛り込まず当面は先送りをした。市民の声や議会議論を反映しており、評価できるものである。

- 1 骨子という前提が崩れた以上は、このままのタイムスケジュールで進むことにはならず立ちどまって再考すべきである。
- 2 新庁舎建設に当たっては、今まで以上に市民の声を反映して、現庁舎の活用を含め再検討をすべきである。
- 3 新庁舎には金融機関、社会福祉協議会、商工会議所などは入れず、面積をできるだけ減らす努力をすべきである。
- 4 新庁舎建設の時期は、東京オリンピック後に延期すべきである。
- 5 新庁舎建設の基本設計と実施設計を分離すべきである。
- 6 旭川市の財政を考慮し、十分な基金の蓄えを準備した上で整備をすべきである。
- 7 市民文化会館のブンカフェーは壊すことのない計画とすべきである。
- 8 現庁舎は市民の声を反映して、保存、改修して使うべきである。
- 9 市民文化会館は平成26年度に予定されていたとおり大規模改修すべきである。
- 10 地下駐車場は補修し、できる限り利用すべきである。
- 11 庁舎整備に関する考え方として旭川市の文化的な価値を考慮すべきである。
- 12 庁舎整備に関する考え方では産業廃棄物など環境問題に配慮すべきである。
- 13 新庁舎の外観に現庁舎との連携を考えて、れんがとコンクリートのチェック柄を採用すべきである。

- 14 シビックセンターのにぎわいは、新庁舎のほかに市民文化会館、庁舎前広場、現庁舎活用など、このエリア全体で組み立てるべきである。
- 15 職員の執務面積は必要なだけ確保し、ほかの機能を入れることによるしわ寄せがあってはならない。
- 16 太陽光発電、屋上緑化など、積雪寒冷地に適さない設備の導入をすべきではない。
- 17 市民の大きな意思表示を重く受けとめ、現庁舎活用についてはさまざまな可能性を視野に入れて今後のタイムスケジュールの中でその結論を導くべきである。

最後に、ここまでの経過を振り返り担当者の努力に敬意を表するとともに、今後も市民の声を反映し、よりよい事業を構築されることを期待している。

## 旭川市新庁舎建設基本計画

平成 29 年（2017 年）1 月

問合せ先  
旭川市総務部庁舎建設課

〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目  
TEL 0166-25-7597